第２　特別清算債権
１　定義
本協定の対象となる特別清算債権とは、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。
２　債権債務の確認
債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
３　特別清算債権の弁済
⑴　第一回弁済
①　特別清算債権に対する第一回弁済は、本件債権を基準として行う。
②　金融債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第一回弁済を受ける。
㋐　弁済額
特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「第一回弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、金融債権者の本件債権にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。
その金額は、別表「第一回弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第一回弁済額」という。）。
㋑　弁済の方法
清算株式会社は、金融債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、第一回弁済額を弁済する。
⑵　追加弁済
清算株式会社は、金融債権者に対し、後記第４の共益的債権及び優先債権の弁済が完了したときから１か月以内に、第一回弁済並びに優先・共益債権の弁済後存在する残余の原資を以て、前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を追加弁済する。
第３　債権放棄等
１　債権元本等
金融債権者は、清算株式会社に対し、第一回弁済時、本件債権から別表「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。
金融債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。
２　利息・損害金
金融債権者は、本件債権に対する利息・損害金等の一切を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
３　金倉謙次、金倉るり子、有限会社日和堂は、清算株式会社に対して有する本件債権全額並びにこれに附帯する利息・損害金等の一切を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
４　前記第２の３⑵に基づき、清算株式会社が金融債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は遡ってその効力を失う。
第４　共益的及び優先的債権の弁済
清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第１４号
東京都港区芝浦３丁目10番６―1103号
再生債務者　天哲ＩＮＤＵＳＴＲＩＡＬ株式会社（旧商号アド甘鉄エージェンシー株式会社）
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年１月25日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１４号
埼玉県坂戸市大字中小坂829番地
再生債務者　株式会社フェイムス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都墨田区錦糸１丁目２番６号アルカハビタ401号　江上法律事務所　弁護士　江上千恵子
平成24年１月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１６号
名古屋市中区丸の内２丁目17番30号
再生債務者　株式会社パブリツク．ベンド．サービス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目４番３号ＫＤＸ虎ノ門ビル７階　霞総合法律事務所　弁護士　古賀　政治
平成24年１月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１８号
東京都台東区浅草６丁目40番７号
再生債務者　コンパニオン製靴株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区西新橋１―20―３　虎ノ門法曹ビル608　山下・下田法律事務所　弁護士　下田　　久
平成24年１月27日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２１年（再）第１号
福岡県大牟田市西新町15番地17
再生債務者　有限会社サンワエンジニアリング
主文　平成22年３月11日にした監督命令を取り消す。
平成24年１月26日
福岡地方裁判所大牟田支部

再生手続開始

平成２４年（再）第５号
横浜市金沢区福浦１丁目３番地の７
再生債務者　門脇鋼材株式会社
１　決定年月日時　平成24年１月27日午前11時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年４月２日から平成24年４月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１４号
埼玉県坂戸市大字中小坂829番地
再生債務者　株式会社フェイムス
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年４月５日から平成24年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１６号
愛知県豊明市沓掛町寺内125番地の１
再生債務者　有限会社アプローズ
１　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年３月19日から平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第７７号
東京都足立区千住宮元町25番８号
再生債務者　株式会社タカハラ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　２万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の払込期間において最初の払込があった日
３　減少する資本金の額　資本金1000万円の全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の払込期間において最初の払込があった日
５　募集株式の数　2000株
６　募集株式の払込金額　１株につき１万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画案の認可決定確定日から１か月
８　増加する資本金の額　2000万円
平成24年１月25日
東京地方裁判所民事第20部